

○農林水産省
環境省
○経済産業省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。
令和五年五月二十九日

農林水産大臣 野村 哲郎
経済産業大臣 西村 康稔
環境大臣 西村 明宏

一 名称 キリンビバレッジ株式会社
二 住所 東京都中野区中野四丁目十番二号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	三七五 グラム	炭酸飲料 用	平成九年八月農林水産省告示第二号 厚生省 通商産業省 図第二十七のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	三八八 グラム	炭酸飲料 用	平成九年八月農林水産省告示第二号 厚生省 通商産業省 図第二十八のとおり
ガラス	無色	三六〇ミリ リットル	三〇〇 グラム	清涼飲料 用	平成九年八月農林水産省告示第二号 厚生省 通商産業省 図第二十九のとおり

一 名称 協同乳業株式会社
二 住所 東京都中央区日本橋小網町十七番二号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	二七〇 グラム	清涼飲料 用	平成九年八月農林水産省告示第二号 厚生省 通商産業省 図第三十のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	三二〇 グラム	清涼飲料 用	平成二十四年七月農林水産省告示第三号 環境省 図第四のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	一九五 グラム	牛乳用	平成二十四年十一月農林水産省告示第六号 環境省 図第八のとおり